マイナポータル用端末（令和８年度導入１２台分）賃貸借仕様書

１　件名
　マイナポータル用端末（令和８年度導入１２台分）賃貸借
２　賃貸借期間
　令和９年２月１日から令和１４年１月３１日まで
３　契約形態
　長期継続契約（５か年）
４　納入機器（以下「物件」という。）
　別紙１機器構成仕様書のとおり
５　納入先
　和歌山市七番丁２３番地　和歌山市デジタル推進課
６　納入業者
　この仕様書において「納入業者」とは、契約書における乙をいう。
７　導入スケジュール
（１）準備期間
　契約日から令和９年１月２９日までを準備期間とし、この間に納入業者は物件の調整等を行った上、本市の審査を受けなければならない。準備期間中の賃貸借料は発生しないこととする。
（２）納入について
　納入業者は、令和９年１月２９日までに１回で納入する。
８　保守契約
　本契約に含む。
９　納入業者の作業範囲
（１）物品調達
　仕様の要件を満たす端末及び付属品を調達すること。
（２）納品
　本市が指定する場所に端末及び付属品を納入すること。
（３）端末保守
　１０を参照。
（４）端末の撤去
　納入業者は、契約期間終了後、本市が指定する場所（１か所）に端末及び付属品を引き取りにくること。
　また本契約における乙の責任において、機器のディスク内に保存されているデータを米国国立標準技術研究所（NIST）の SP800-88Rev.1 に定義されている Purge（除去）に相当するデータ消去方法により消去し、その結果を書面にて証明し本市に提出すること。
　ただし、本契約に基づき甲に無償譲渡される物件については、本市が処分するのでこの限りではない。
１０　端末の保守等について
　賃貸借期間中は次のとおり保守を行うこと。なお、納入後、賃貸借期間に至るまでに発生した端末の障害については、迅速な新品交換等の適切な対応を行うこと。
（１）保守体制
　保守依頼時の連絡先、保守体制を明記した保守体制図を納入期日までに提出すること。
（２）保守対象

端末本体のほか、アダプタ等本体に付随するものを対象とする。マウス、セキュリティーワイヤー等の付属品及びソフトウェアは対象外で構わない。

（３）障害対応

障害対応について、次の条件を満たすこと。

ア　本市が障害発生を受けて行った調査結果により、対象端末に問題があると判断された場合は、速やかに調査を行い、修理等の対応を行うこと。

イ　メーカー規定の休日を除く平日午前９時から午後５時までは修理依頼の受付ができること。

（４）端末の修理等

端末の修理等について、次の条件を満たすこと。

ア　端末の障害時には、当該端末又はそれを構成する部品の調達・交換・修理等を迅速に行う等、納入業者の負担により常時正常な稼動を保証すること。

イ　賃貸借期間内であれば、必ずメーカー修理が受けられること（修理部品の枯渇による修理不能案件等が起こりえないこと。）。

ウ　本市で交換可能な部品（機器メーカーがユーザ交換可能と認める部品）を本市及び本市が指定する業者がサードパーティ製のものに交換した後も、当該機器が保守対象となること（ただし、サードパーティ製の部品そのものを修理対象とする必要はない。）。

エ　修理作業はメーカーの技術者またはメーカー認定の技術者が行うこと。

オ　修理作業は引取り修理またはオンサイト修理を想定している。

カ　障害対応終了後、故障原因、修理箇所、作業内容等を記載した報告書を提出すること。

キ　保守に必要な全ての経費（部品代、定期交換部品代、技術料、送料等）は賃貸借料に含むものとする。

（５）動産総合保険

ア　各種事故に対応するため、リース物件には動産総合保険を付保すること。

イ　補償額は対象物件の標準価格（オープン価格の場合は対象となる物件を新たに取得できる額）相当額を保証の上限額とし、この上限価格までは発注者の負担がないものとする。ただし、地震・噴火・津波並びに故意及び重過失による損害は適用対象外とする。

１１　ライセンスの扱いについて

契約期間内、契約満了後を問わず、本調達で納入されるライセンスを本市が使用できること。

１２　疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より５日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の１７時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

パソコン本体	内容	数量
機種	現行のカタログに掲載されているビジネスモデルであること。納入端末全台が同一機種であること。	12
パソコン筐体	13.3インチ以上14.0インチ以下のノート型であること。	
重量	1.6kg以下であること。	
キーボード	JIS配列標準又はJIS配列に準拠した日本語キーボードであること。 ※テンキーは無くてもよい。	
タッチパッド	スクロール機能を有しマウスがなくてもマウスポインタを動かせること	
CPU	Windows 11 に正式対応したIntel製のCore i5 以上、Core Ultra 5 以上、もしくはCore 5 以上のいずれかのプロセッサーであること。 但し、ARM系プロセッサは不可。	
SSD	256GB以上（リカバリ領域がある場合はリカバリ領域を含み256GB以上）の内蔵フラッシュメモリディスク（SSD）を搭載すること。	
接続種別	NVMe(PCIe)であること	
メモリ	容量16GB以上を搭載すること。	
セキュリティスロット	盗難防止ワイヤーロックを装着できるスロットを備えていること。	
ディスプレイ	13.3型～14.0型。解像度1920×1080以上。	
USB	USB3.0以上のType-A ポートを２つ以上搭載すること。 USB3.1以上の給電可能なType-Cポートを1つ以上搭載すること。	
無線LAN機能	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 以上に対応する無線LAN機能を搭載すること。	
無線WAN機能（eSIM）	端末内蔵の WWAN（ワイヤレス WAN）モジュールを有し、国内で提供される 4G LTE 又は 5Gの回線による通信が可能であること。 eSIM（eUICC、GSMA SGP.22準拠）を搭載し、国内通信事業者のeSIMプロファイルを登録・利用できること。	
電源	ＡＣアダプタ添付及び内蔵バッテリ搭載。 ACアダプタ、電源コードは日本国内向け（AC100V）に対応すること。	
環境配慮事項	省エネ法に基づく省エネルギー基準達成率の多段階評価において、区分「AA」以上であり、次のうち少なくとも１つ以上に該当していること。 ①国際エネルギースタープログラム適合製品 ②エコマーク認定製品	

ソフトウェア	内容	数量
ＯＳ	Microsoft Windows11 Pro (64bit)	12

付属品等	内容	数量
ＡＣアダプタ	上記ハードウェアに付属するACアダプタを添付すること。 ACアダプタ、電源コードは日本国内向け（AC100V）に対応すること。	12
盗難防止用ワイヤー及びロック	・セキュリティスロットに装着できるものであること。 ・上記ハードウェアに正しく装着できること。 ・ワイヤー径が2.2mm以上であること。 ・番号を任意に設定できるダイヤル式ロックによって施錠できること。	14

その他	内容	数量
通信サービス	eSIMによる5年間の 4G LTE 又は 5G 回線のデータ通信（容量無制限）が利用可能な環境を提供すること。なお、データ通信回線は、国内MNOの通信網、またはMNO回線を一次利用したPCメーカー純正サービスであることとし、当該通信にかかる費用は本調達の保守期間（5年間）のリース料金等に含まれていること。 また、和歌山市役所および本市サービスセンター（７箇所）にて通信ができること。	12
ドライバ及び 機種標準ユーティリティ	納入端末を正常に動作させるために必要なすべてのドライバ及び 機種標準ユーティリティを収録した媒体（フラッシュメモリ等）を添付すること。 ・対象OS（Windows 11 Pro）に対応した最新版であること。 ・個別インストール可能な形式（実行ファイルまたはINF形式）で収録し、機種・型番・バージョンが識別できるよう整理すること。 ・リース期間中にメーカーが提供するドライバ更新版についても、本市の求めに応じて入手手段（配布URL等）を提示すること。	１式
保守サービス	５年間の無料引取りもしくは無料オンサイト修理を行うこと。	12

賃　貸　借　契　約　書

和歌山市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、マイナポータル端末（令和８年度導入１２台分）（以下「物件」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、乙所有の物件を乙から賃借し、乙はこれを賃貸するものとする。

２　乙は甲に物件の適切な操作方法を指導するものとする。

３　乙は、物件が正常な機能を果たす状態を保つよう保守を行う。

（本契約の履行）

第２条　乙は、別記１のマイナポータル端末（令和８年度導入１２台分）賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）の内容に従って本契約を履行しなければならない。

（対象物件及び設置場所）

第３条　対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（１）対象物件　別紙明細表のとおり

（２）設置場所　甲の施設及び甲の関連施設内

（賃貸借期間）

第４条　賃貸借期間は、令和９年２月１日から令和１４年１月３１日までとする。

（準備期間）

第５条　契約日から令和９年１月２９日までを物品導入の準備期間とし、この間に乙は物件の調整及び納入等を行った上、甲の審査を受けなければならない。

２　準備期間に係る経費は乙の負担とし、賃貸借料は発生しないものとする。

（賃貸借料）

第６条　甲が乙に支払う１月あたりの賃貸借料は　　円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（権利の帰属）

第７条　乙は、契約終了後に対象物件のうち別表１に記載の物件を甲に無償譲渡するものとする。

（賃貸借料等の請求）

第８条　賃貸借料の支払いは月払とし、乙は甲に対し当該月分の賃貸借料を翌月以降翌々月までに請求するものとする。ただし、消費税及び地方消費税の算定について、１円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（賃貸借料等の支払）

第９条　甲は、前条の支払請求を受けたときは、その日から３０日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

２　乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大

臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（料金の改定）

第１０条　乙は、賃貸借期間中に公租公課の増減、物価の変動等により賃貸借料等の額が不相当になったときは、賃貸借料等を改定しようとする日の３か月前までに、書面でその旨を通知し、甲乙間の協議により賃貸借料等を改定することができる。

（善管注意義務）

第１１条　甲は、物件を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

２　乙は、物件に賃貸借物件である旨を表示するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、乙は、甲の故意又は重大な過失により物件を損傷したときに限り、甲に損害の賠償を請求することができる。

（通知義務）

第１２条　甲は、第３条第２号の設置場所を変更するときは、あらかじめ乙に通知し、その承諾を得なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１３条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（機器等の保守）

第１４条　乙は、機器等が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行うものとする。なお、保守業務の内容については、仕様書のとおりとする。

２　前項の保守に要する費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

３　第１項の保守を行わせるため、甲は、乙が派遣する技術員（以下「技術員」という。）を第３条２号の設置場所に立ち入らせる必要がある場合、技術員は、甲に対し身分証明を提示しなければならない。

（保険）

第１５条　乙は、その費用でこの契約の履行に際し必要な保険を付保しなければならない。ただし、乙は、甲の故意又は重大な過失によって物件に盗難、滅失等の事故が発生し、損害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができるものとする。

（損害の負担）

第１６条　この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙間で協議して定める。

（契約の解除）

第１７条　甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）その責めに帰すべき理由により、契約期間中賃貸借を継続して履行せず又は履行できる見

込みがないと明らかに認められるとき。

（２）正当な理由がないのに、賃貸借業務に着手すべき時期を過ぎてもこれに着手しないとき。

（３）前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に処理する意思がないと認められるとき。

２　乙は、甲の責めに帰すべき理由により、この契約の履行が不可能になったときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

３　前２項の規定により、この契約を解除した場合は、甲又は乙は相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

４　第４条の規定にかかわらず、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約のため、契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の予算編成において当該賃貸借料について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、契約の解除に伴う費用は、甲が負担する。

５　甲乙は、前４項及び第１９条及び第２０条に規定するほか必要がある場合は、甲乙協議の上、３か月前までに書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

（物件の返還）

第１８条　甲は、賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約の解除があったときは、物件（第７条により甲に無償譲渡される別表１記載の物件を除く。）を速やかに乙に返還しなければならない。ただし、甲乙協議により別の定めがある場合はこの限りではない。なお、物件の引取りは、仕様書の定めにより乙が行うものとする。

２　乙は機器の返還を受けた際は、機器に保存されている情報について、乙の負担と責任において、裁断、焼却、電磁的記録媒体の物理的破壊又は電子データを復元できないように完全消去する等の方法により確実に廃棄処分を行い、その結果を書面にて証明しなければならない。

３　前２項の規定による返還を行う場合において必要な費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第１９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下に同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ　暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下に同じ。）

（２）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的

に関与していると認められるとき。

（３）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（４）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（７）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第２０条　乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（１）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第６２条第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（３）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（４）排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付

命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（５）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（秘密の保持等）

第２１条　乙は、契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。

２　本条は、本契約終了後も有効とする。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第２２条　乙は、保守業務の履行に当たっては、別記２の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

２　甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該違反事実を公表できるものとする。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第２３条　乙は、本業務の履行に当たり、甲のホームページ上において公表する和歌山市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

２　乙は、この契約による事務を履行するに当たり、和歌山市情報セキュリティポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条に規定する別記２の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

３　甲は、乙が第１項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該違反事実を公表できるものとする。

（裁判管轄）

第２４条　この契約に関し、甲乙間で訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（補則）

第２５条　この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙間で協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　和歌山市七番丁２３番地
和歌山市
和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

乙

別紙明細表

ハードウェア

製品名	型番	数量
		12

ソフトウェア

製品名	型番	数量

別表１　契約終了後に乙が甲に無償譲渡する物件

物件	数量
箱及び梱包材	12
盗難防止用ワイヤー及びロック	14
ドライバ及び機種標準ユーティリティ収録メディア	1 式
リカバリディスク（出荷時リカバリ用）	1

別記２

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）と物件の賃貸借を行うもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（従事者等の明確化）

第２　乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（適正な管理）

第３　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

（２）個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

（３）その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

（教育の義務）

第４　乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

（秘密の保持）

第５　乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（受託目的以外の利用等の禁止）

第６　乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

（再委託の禁止）

第９　乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

２　前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（資料等の返還又は廃棄）

第１０　乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

　なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第１１　甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第１２　乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（１）直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

（２）当該事故の原因を分析すること。

（３）甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

（４）甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第１３　乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。